1級建築施工管理技士 制度変更について

◆受検資格

1級

	現行					
	学歴		指定学科	指定学科以外		
	大学		3年以上実務	4.5年以上実務		
1	短大・高専		5年以上実務	7.5年以上実務		
'	高等学校		10年以上実務	11.5年以上実務		
	その他		15年以上実務			
	二級建築士合格者		合格後5年以上実務			
	2級施工管合格者		合格後5年以上実務			
$ _{\Lambda} $	2級施工管合格者 (実務経験5年未満)	短大・高専	上記イの区分参照	9年以上実務		
		高等学校	9年以上実務	10.5年以上実務		
		その他	14年以上実務			
	2級施工管合格者		一次検定のみの受検の場合、実務経験は不要			

[※]上記の実務は1年以上の指導監督的実務経験を含むことが必要

	改正後					
	一次検定	二次検定				
。 るE の末	ー次検定が行われ る日の属する年度 の末日における年	1級一次検定合格後、実務経験5年以上				
		1級一次検定合格 <mark>後</mark> 、特定実務経験(※) 1年以上を含む実務経験3年以上				
		1級一次検定合格 <mark>後</mark> 、監理技術者補佐としての実務経験1年以上				
	齢が19歳以上の者	2級二次検定合格 <mark>後</mark> 、実務経験5年以上(1級1次検定合格者に限る)				
		2級二次検定合格 <mark>後</mark> 、特定実務経験(※) 1年以上を含む実務経験3年以上(1級1次検定合格者に限る)				

※特定実務経験

請負金額4500万円(建築一式工事は7000万円)以上の建設工事において、監理技術者・主任技術者(当該業種の監理技術者資格者 証を有する者に限る)の指導の下、または自ら主任技術者として請負工事の施工管理を行った経験

<経過措置による受検資格>

- ・令和10年度までの間は、制度改正前の受検資格要件による二次検定受検が可能
- ・令和6年度から令和10年度までの間に、有効な二次検定受検票の交付を受けた場合、令和11年度以降も引き続き同二次検定を受検可能



二次検定受検に必要な実務経験が、全て「合格後」となっています。そのため、令和11年度以降に1級一次検定に合格した場合、合格後に新たに実務経験を積まないと二次検定を受検することができません。 旧制度で実務経験を満たしている人は、令和10年度までに1級一次検定に合格し、二次検定受検票の交付を受けることが望ましいと考えられます。

◆一次検定免除

現行

一級建築士試験合格者(※上記イ~ハの受検資格は必要)

改正後

- ・一級建築士試験に合格した後、建築施工管理に関し5年以上実務の経験を有する者
- ・一級建築士試験に合格した後、建築施工管理に関し、特定実務経験一年以上を含む3年以上実務の経験を有する者